

浦臼町防災会議条例

(昭和37年12月24日条例第21号)

改正 昭和40年5月31日条例第13号 昭和51年4月30日条例第10号
 昭和53年9月26日条例第15号 昭和61年9月30日条例第17号
 平成12年3月24日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基き浦臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浦臼町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 浦臼町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるものの外、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員を以つて組織する。

- 2 会長は町長をもつてあてる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつてあてる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 消防組合支署の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定地方公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (9) その他、防災に関する学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は30名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。但し補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることが出来る。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月22日から施行する。

附 則（昭和40年5月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月24日条例第17号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

浦臼町防災会議運営規程

(昭和 51 年 4 月 15 日訓令第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 浦臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び浦臼町防災会議条例（昭和37年浦臼町条例第21号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である浦臼町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(委員の異動報告)

第 5 条 浦臼町防災会議条例（昭和37年浦臼町条例第21号）第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号の委員が異動等により変更のあつた場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 27 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

浦臼町防災会議情報連絡部規程

昭和51年4月15日訓令第6号

改正 昭和55年3月21日訓令第2号 昭和58年9月10日訓令第12号

(目的)

第1条 浦臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の決定に基づき、防災会議情報連絡部（以下「連絡部」という。）を設け、災害時の応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関相互間の緊密な連絡を図ることを目的とする。

(連絡部の任務)

第2条 連絡部は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 関係機関相互間の情報の交換及び連絡を図ること。

(連絡部の組織)

第3条 連絡部の部長は、防災会議の幹事である浦臼町総務課長をもつてあて、部員は、関係機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもつて組織する。

(連絡部の招集等)

第4条 連絡部は、会長が招集する。

- 2 部員は、会長が定める期間浦臼町役場連絡部に勤務するものとする。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、連絡部の活動等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年6月15日から適用する。

附 則（昭和58年9月10日訓令第12号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和58年6月16日から適用する。

浦臼町災害対策本部条例

昭和38年3月31日条例第7号

改正 平成元年10月2日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき浦臼町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故ある時はその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命をうけ本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置く事ができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は本部長が指名する。

3 部に部長を置き本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月25日から施行する。

附 則（平成元年10月2日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

浦臼町災害対策本部運営規程

昭和51年4月15日訓令第4号

改正	昭和55年3月21日訓令第3号	昭和58年9月10日訓令第13号
	平成元年10月2日訓令第11号	平成14年12月18日訓令第9号
	平成16年11月8日訓令第17号	平成19年3月27日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、浦臼町災害対策本部条例（昭和38年浦臼町条例第7号）第4条の規定に基づき浦臼町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副町長をもつてあてる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の者をもつてあてる。

- (1) 町長部局の課長
- (2) 教育委員会事務局の次長
- (3) 農業委員会事務局の局長

(対策部及び対策班)

第4条 本部には次の対策部を置き、各部にそれぞれ班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策部を設置しないことができる。

- 2 部長は、町長部局の課長及び教育委員会事務局の次長並びに農業委員会の局長、班長は、町長部局の課長補佐及び主幹並びに技術長、教育委員会事務局の主幹及び係長、農業委員会の係長をもつてあてる。
- 3 班に属すべき職員は部長の属する課(事務局)の職員及び本部長の指名する職員をもつてあてる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し、災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議しその推進にあたる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課庶務係において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月21日訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年6月15日から適用する。

附 則 (昭和58年9月10日訓令第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和58年6月16日から適用する。

附 則 (平成元年10月2日訓令第11号)

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月18日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月 8 日訓令第17号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月27日訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （2）被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- （3）避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- （4）避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- （5）被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- （3）第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の

市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年 6月10日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
北海道市長会長 新宮 正志

北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

別表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
石 狩 支 庁	石狩支庁管内の市町村
渡 島 支 庁	渡島支庁管内の市町村
檜 山 支 庁	檜山支庁管内の町
後 志 支 庁	後志支庁管内の市町村
空 知 支 庁	空知支庁管内の市町
上 川 支 庁	上川支庁管内の市町村
留 萌 支 庁	留萌支庁管内の市町村
宗 谷 支 庁	宗谷支庁管内の市町村
網 走 支 庁	網走支庁管内の市町村
胆 振 支 庁	胆振支庁管内の市町
日 高 支 庁	日高支庁管内の町
十 勝 支 庁	十勝支庁管内の市町村
釧 路 支 庁	釧路支庁管内の市町村
根 室 支 庁	根室支庁管内の市町

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）傷病者の収容医療関係への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）被災者の死亡の確認及び死体の検索

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されているために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する費用
- （2）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- （4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び都市医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、都市医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行なうものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、都市医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和62年12月22日

甲 北海道
北海道知事 横路孝弘

札幌市中央区大通西6丁目6番地
乙 社団法人北海道医師会
会長 青田 信

避難所位置図

